

随意契約結果(工事)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	韮幼稚園昇降機設備 改修工事	09A:昇降機 設置工事	韮幼稚園	東芝エレベータ株 式会社 関西支社	18,144,000	平成31年2月12日	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

韃幼稚園昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 常務支社長 小林 薫

3 随意契約理由

(業者選定理由)

本工事については、現在、韃幼稚園建屋の用途変更に伴い、設置されている東芝エレベータ製エレベータについて建築基準法の遡及適応を受けることとなった為、現行法に対応する実施するものである。

当該建物については、市立幼稚園及び民間保育所の複合施設となっており、そのうち2階のエレベータ出入口については民間保育所に面しているが、入口全面が封鎖し保育所が運用されている状況であるため、2階保育所の乳幼児に影響を及ぼすことなく工事を施工ができることを検討した結果、唯一、現行エレベータに対してのリニューアル工事を実施することにより現行法に対応可能であった。

そういった事から、現行エレベーターのリニューアル工事にて対応することとしたが、当該工事の実施について、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造業者しか知りえない知識や技術をもち、かつ施工責任の一元化が図ることのできる事業者のみが実施可能である為、上記事業者を選定することとなった。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ
(電話番号06-6208-8165)